

ふるさと塾「出前講座」実施要項(村山地区版)

村山教育事務所社会教育課

1 目 的

- (1) 地域で子どもたちへ地域文化の伝承を行っているふるさと塾活動賛同団体(以下賛同団体)が、他団体との交流・研修を通して新たな視点を得て、今後の活動が活性化するように促すことができるようにする。
- (2) 賛同団体・学校における文化伝承活動のレベルアップを図るとともに、賛同団体が抱える課題を解決するために、講師による専門的な視点からの指導・助言によって、技能向上や活動内容の充実を図る。

2 山形県教育委員会（主管 村山教育事務所）



3 実施時期 令和7年5月下旬～令和8年2月末日

4 会 場

各団体の活動場所、各市町の公民館、学校 等

5 対 象

- (1) 【出前講座】：賛同団体を講師に招き、文化伝承活動に取り組む小・中学校
(学年単位での応募も可)
- (2) 【研修会】：講師を招き、文化伝承活動の内容の充実や技能の向上を図る賛同団体
※賛同団体として登録していない団体であっても、新規登録いただければ、出前講座・研修会とも実施可能です。

6 内 容

学校が「総合的な学習の時間」やクラブ活動等で行う文化伝承活動に講師を招く場合、また、賛同団体が地域との連携を強化する等の目的で講師を招く場合、その経費(講師謝金)の全部または一部を山形県教育委員会が負担する。

- (1) 学校に招く講師は賛同団体に所属する地域人材を中心に選定する。
- (2) 講師謝金については予算の範囲内で支給する。
・謝金の単価上限額…1時間 2,500 円※
・1つの学校・賛同団体あたりの上限額…10,000 円※

※なお、申し込み状況によって、謝金の単価上限額および1つの学校・賛同団体あたりの上限額が変更になる場合があります。

※旅費は、県規定に基づき算出し、1 回分を支払い対象とします。ただし、予算を超えた場合は支出できません。

- (3) 謝金は、源泉徴収した金額を講師へ直接支払う。講師が複数名の場合、原則として代表者の口座に支払う。団体の口座への支払はできない。

7 手続き

- (1) 研修会を希望する賛同団体、出前講座を希望する学校は、申請書(別紙様式1)を村山教育事務所社会教育課あてに提出してください。
- (2) 申し込み多数の場合、本事業のねらいを踏まえ、申請書をもとに村山教育事務所で選考を行います。選考終了後、申請書の受理の可否、講師謝金の決定額について通知します。
- (3) 実施決定後、講師への派遣依頼を村山教育事務所が行います。依頼された講師は教育事務所に口座振込に係る書類等(教育事務所作成の様式)を提出します。
- (4) すべての講座が終了後、教育事務所は謝金等を講師へ支払います。また、本講座を利用した賛同団体・学校は、実施報告書(教育事務所作成の様式)を教育事務所に提出します。

8 申請締切 令和7年 5 月 15日(木)必着

9 その他

- (1) より多くの賛同団体・学校に本事業の活用を促すため、新規申し込みの賛同団体・学校を優先いたします。
- (2) 申請の手続きや詳細については、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ ・ 申請書の提出 】

村山教育事務所 社会教育課 (担当: 小野 拓)

電話:0237-86-8274 FAX:0237-86-8263

メール: onotaku@pref.yamagata.jp